

別紙2 「研修委託契約 業務概要」

2024-2025 年度マレーシア国別研修 「LEP2.0 日本の鉄道における技術・運営・政策策定」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件（2）その他の要件 1) を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 :

2024-2025 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 日本の鉄道における技術・運営・政策策定」

(2) 技術研修期間（予定）：【来日研修】2025 年 2 月 4 日～2025 年 2 月 13 日

(3) 研修員

1) 人数：12 名（予定）

2) 研修対象国：マレーシア

3) 研修対象組織（予定）：

運輸省 (MOT)、陸路公共交通庁 (APAD)、マレーシア鉄道公社 (KTMB)、公共事業省公共事業局 (JKR)、その他鉄道事業者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

マレーシア政府は、都市部における公共交通モーダルシェアを最大 40%まで高めることを目指し、2019 年 10 月に、2030 年までにマレーシアで統合輸送ネットワークを構築するといった計画を含む「国家交通政策 2019-2030 (NTP2019-30)」を策定し、便利で安全な高度公共交通システムを提供するための戦略を設定した。この戦略の 1 つとして、乗客および貨物鉄道サービスの利用の増加を掲げており、鉄道事業者の連携強化、貨物移動の利便性を高めるための港内鉄道施設の改修、道路-鉄道-港の接続性の強化等を掲げている。

また、上記の NTP 2019-30 に関連して、政府は、イーストコーストレールリンク(ECRL)、ジョホールバル-シンガポール高速輸送システム(RTS)、既存の鉄道運営・制度枠組みの強化、複線化等既存の鉄道の改修など、インパクトの大きい複数の鉄道プロジェクトの実施を計画しているほか、「クアラルンプ

ール-シンガポール高速鉄道(HSR)プロジェクト」の復活も検討している。これを踏まえ、マレーシア運輸省(MOT)は、特に鉄道サービスにおいて、より効率的で利便性の高い輸送システムの構築について、日本などの先進国から学ぶべく、本研修の実施を要請した。

本研修は、マレーシアの鉄道関係者が、日本における鉄道計画・開発・運営手法、関連技術等を学び、マレーシアが抱える現状と比較し、マレーシアにおける鉄道セクターの更なる発展のための知識・能力を強化することを目的に実施する。

(6) 案件目標 :

研修参加者の、鉄道技術、政策、基準、設計原則、プロジェクト計画、建設計画および運営に関する知識・能力を強化する。

(7) 単元目標（アウトプット）:

- 1) 鉄道事業に関する日本の経験や好事例について理解し、それらからマレーシアに適用可能な鉄道の計画・開発・運営手法について理解を深める。
- 2) 鉄道プロジェクトの計画・調査・分析・評価方法を理解する。
- 3) 経済的利益、政治的、社会的、環境的影響の観点から、鉄道プロジェクト（超電導リニアおよび新幹線技術を含む）の影響を分析する。
- 4) 日本の鉄道資産の更新と保守戦略を理解する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ・ 鉄道整備に関する計画・政策・国土交通省の役割・財源・技術基準
- ・ 鉄道分野の新技术（磁気浮上式鉄道、デジタル保守、安全確認等）
- ・ 日本における公共交通指向型開発(TOD: Transit-Oriented Development) や土地開発利益還元(LVC: Land Value Capture) の事例
- ・ 新幹線/在来線における駅前開発、沿線開発の事例
- ・ 日本におけるESG経営(Environment, Sustainability and Governance)の実践（ローカーボン鉄道運営、脱炭素のための取組等）
- ・ 鉄道資産の運用と維持管理

2) 研修方法

上記案件目標及び単元目標を達成するため、講義、視察、討議、発表を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外にJICAが実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日翌日午前）

② 評価会：1時間程度（離日前日）

2. 委託業務の内容

（1）契約履行期間（予定）

2024年12月下旬～2025年3月中旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（2）業務の詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取扱、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の作成指導、評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

（注）上記業務内容は予定段階のものですので、詳細については変更される可能性もあります。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1～2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- (5) 参加者の半分以上がイスラム教徒となるため、スケジュールを組む際には、礼拝の時間を、また東京センター外での食事の際にはハラルをご考慮願います。

以上